

## 議案第7号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、  
栃木県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和5年11月30日

高根沢町長 加藤公博

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更に係る協議について

1 協議理由

令和6年4月1日から、鹿沼市が栃木県市町村総合事務組合同規約（以下「規約」という。）第4条第3号に掲げる事務（退職手当支給事務）、同条第4号に掲げる事務（議員その他非常勤職員の公務災害補償事務）及び同条第5号に掲げる事務（非常勤の学校医等の公務災害補償事務）の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合の規約を変更する必要があるため。

2 協議内容

規約別表第2中、次の事務に係る項に鹿沼市を加えるもの

- (1) 規約4条第3号の事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給事務）

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
<u>11市11町</u> 12 一部事務組合	<u>12市11町</u> 12 一部事務組合

- (2) 規約4条第4号の事務（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第7章の規定による議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償）

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
<u>11市11町</u> 13 一部事務組合等	<u>12市11町</u> 13 一部事務組合等

- (3) 規約4条第5号の事務（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償）

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
<u>11市11町</u>	<u>12市11町</u>

3 規約の施行日

令和6年4月1日

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	共同処理する事務	共同処理する組織市町村等
(略)	(略)	(略)	(略)
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 <u>佐野市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山 市 下野市 上三川町 益 子町 茂木町 市貝町 芳 賀町 壬生町 野木町 塩 谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行 政事務組合 黒磯那須共同 火葬場組合 芳賀郡中部環 境衛生事務組合 石橋地区 消防組合 芳賀中部上水道 企業団 芳賀地区広域行政 事務組合 南那須地区広域 行政事務組合 黒磯那須公 設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広 域保健衛生組合 宇都宮西 中核工業団地事務組合 那 須地区消防組合	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 <u>佐野市</u> 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さく ら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地 区広域行政事務組合 黒磯 那須共同火葬場組合 芳賀 郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中 部上水道企業団 芳賀地区 広域行政事務組合 南那須 地区広域行政事務組合 黒 磯那須公設地方卸売市場事 務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇 都宮西中核工業団地事務組 合 那須地区消防組合
第4条第4号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山	第4条第4号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さく ら市 那須烏山市 下野市

	市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合		上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 那須地区広域行政事務組合 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合
第4条第5号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	第4条第5号に掲げる事務	足利市 <u>栃木市</u> 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。